

# 割引の適用順序(阪神圏)



クレジットカード  
パーソナルカード



コーポレートカード



クレジットカード  
パーソナルカード  
(障害者)



コーポレートカード  
(路線バス)



現金車

## 対距離料金(上限料金の引下げに係る割引)

## 利用可能最長距離の料金 (上限料金の引下げに係る割引)

割引等の適用順序

大阪都心流入割引 又は 神戸都心流入割引

環境ロードプライシング割引

短距離区間利用割引 又は 池田線時間帯割引  
若しくは 西大阪線端末区間割引

大阪都心流入割引 又は 神戸都心流入割引

環境ロードプライシング割引

短距離区間利用割引 又は 池田線時間帯割引  
若しくは 西大阪線端末区間割引

大口・多頻度割引

大阪都心流入割引 又は  
神戸都心流入割引

障害者割引

路線バス割引

障害者  
割引

西大阪線  
端末区間  
割引

ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引と重複適用のない割引(上記傍線部)を適用した場合の方が低い額になる場合は、後者を適用